

不法投棄パトロール隊活動マニュアル

1 事業の目的

市民と行政が一体となって不法投棄やごみの散乱を防止する活動を行うことにより、生活環境を保全し、市民一人ひとりが「きれいなまちを皆でつくっていく」ことを呼び掛けます。

またこの活動を支援することにより、その輪のつながりを地域に広げて「きれいなまち 豊田市」を皆でつくっていきます。

2 活動の内容【不法投棄パトロール隊】

①活動内容

不法投棄パトロール隊：登録制度

- 2年以上継続で、年間4回以上の活動、1団体5名以上200名以下

- i 不法投棄等のパトロール
- ii 不法投棄等の防止の啓発及び対策
- iii 不法投棄等の通報及び回収
- iv 地域の清掃及び美化活動

- 原則2名以上で申請活動地内をパトロールします。
- 投棄者を発見した場合、注意することは避け、特徴（車のナンバーなど）をメモして警察へ御連絡ください。
- 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行います。
- 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管してください。
- 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近とします。
- パトロール実施時は、ベスト、帽子を御着用ください。

→集めていただいた不法投棄物は清掃業務課又は支所（合併地区）が回収しますので、場所・量・投棄物の種類（内容）を御連絡ください。

- 不法投棄物の通報
 - ・ 不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のままで警察へ場所、投棄物、量を通報してください。ただし、ごみステーションの中に出されているごみについては警察は対応していただけません。
(困られた場合は清掃業務課に御相談ください。)
 - ・ 調査が終了し、犯人が見つからないなど、警察から処分を依頼された投棄物は、御連絡をいただければ回収します。

- 不法投棄防止の啓発と対策
 - ・ 不法投棄の多発場所には、看板や杭打ちなどの防止対策を行ってください(土地所有者の了承を得てください)。

②市の支援

- 活動に必要な資材の支給
 - ・ 物品支給申請書兼受領書を清掃業務課に提出してください。
(様式第4号)
 - ・ 支給物品は、消耗品と原材料とします(支給物品一覧参照)。
 - ・ 消耗品及び原材料を受領した場合は、それぞれ完了報告書を提出してください(様式第5号、第6号)。
- 不法投棄物の回収
 - ・ 活動で集めていただいた投棄物は回収いたします。
 - ・ 自転車は、警察に連絡をしていただいた後の処理となります。

※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態では交通安全防犯課
(電話34-6633)

※ナンバー付き原動機付自転車は、市民税課(電話34-6877)

※LPガスボンベは触らずに警察とLPガス協会(電話80-1062)

③注意事項

- ・ 不法投棄者に遭遇した場合は、大きな事件に発展するといけないので、声などをかけないでください。
- ・ 必ず複数でパトロールを行ってください。
- ・ 万一、事故やケガをした場合は、清掃業務課へ御連絡ください。

【連絡・問合せ先】 環境部 清掃業務課 電話 71-3003 FAX 71-3000



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の活動支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 市長は、まちの美観及び地域環境の保全等を阻害する不法投棄やポイ捨て等（以下「不法投棄等」という。）の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地域環境保全を図るため、パトロール隊の活動に必要な支援を行うことができるものとする。

(団体登録)

第3条 市民等が主体となり継続的に活動を行う団体は、団体登録申請書（様式第1号）により登録することができるものとする。

2 団体登録には、次の要件を必要とする。

- (1) 2年以上継続して年間4回以上の活動を行うことができる団体
- (2) 1団体5名以上200名以内の団体
- (3) 代表者が20歳以上の者であること。

3 申請により登録を認める団体には市長から認定番号を付与するものとする。

4 団体名、代表者等の変更が生じたときは、速やかに市長に団体登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(活動内容)

第4条 パトロール隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄等のパトロール及び防止啓発
- (2) 不法投棄等の通報及び回収
- (3) 地域の清掃及びまち美化活動
- (4) その他環境美化等に関する活動

2 登録団体は、年1回、市長に活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(物品支給)

第5条 市長は、登録団体が活動するための支援として、必要な物品等を支給（以下「物品支給」という。）することができる。

2 物品支給は予算の範囲内で、1団体の限度額は年間5万円とする。ただし、活動の内容及び状況により、市長は支給制限をすることができる。

3 支給する物品等は、消耗品及び原材料とし、原材料の限度額は5万円のうちの3万円以内とする。

4 支給する物品等は、別表の「物品支給一覧表」に限るものとする。

- 5 物品支給を受けようとする団体は、物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を市長に提出するものとし、物品支給を受けた団体は物品支給申請書兼受領書（様式第4号）に受領者が記名し提出しなければならない。
- 6 物品支給を受けた団体は、消耗品受給報告書（様式第5号）又は、原材料受給完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

- 第6条 登録団体が活動を2年以上休止又は停止する場合は、団体登録廃止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により、登録団体が2年以上活動報告書の提出がない場合は、団体登録を解除することができるものとする。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規

1 団体等の登録要件

- (1) 既存団体と構成員を実質的に同じくする団体での登録申請はできない。
- (2) 同地域内又は同町地内での団体は1～2団体程度とする（200戸で1団体を目安とする。）。
- (3) 代表者は実働者（市と連絡が密にできる者）とし、活動の状況を把握できる者とする。
- (4) 代表者は複数の不法投棄パトロール隊の代表を兼ねることはできない。

2 活動内容

- (1) 申請活動地域内をパトロールする。
- (2) 不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のままで警察へ場所、投棄物、量を通報する。
- (3) 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管し清掃業務課に連絡する（清掃業務課と協議した指定場所はその限りでない。）。
- (4) 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行う。
- (5) 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近等とする（花等の植付けは物品支給申請時に計画を提出する。）。
- (6) 市（市長）から応援依頼があった場合は、これに協力する（おいでんまつり等、市の事業への協力）。

3 物品支給

- (1) 物品支給は1団体5万円以内とする。
- (2) 物品支給申請者は団体の代表者とする。
- (3) 物品支給の消耗品及び原材料は別表「物品支給一覧表」のとおりのものである（別表以外の物品の支給はしない。）。
- (4) 消耗品及び原材料は、それぞれ、AグループとBグループに分けて支給する。
- (5) 消耗品Bグループ及び原材料全体の支給は、限度額を3万円とする。
- (6) 支給物品ごとに、1回当たりの申請限度数を別表「物品支給一覧表」のとおり設ける。
- (7) 申請時期・支給日は別表1のとおりとする。ただし、緊急に必要と認められる場合はこの限りではない。

4 市の支援内容

- (1) ごみ収集活動により分別収集され、公共施設等に保管されているごみを回収する。
- (2) 登録団体からの申請に対して活動資材を提供し、活動を支援する。
- (3) 登録団体への傷害保険及び損害賠償保険に加入する（内容及び詳細は別紙1のとおり）。

5 支給制限

- (1) ごみの分別収集を個人で実施している者（4名以下の活動団体）の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険は本人の希望があれば加入できる。）。
- (2) 企業、事業所で敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内（登録年度を除く。）で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (3) 学校事業で学校敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、Aグループの物品を1万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (4) 消耗品受給報告書（様式第5号）が提出されない場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (5) 原材料受給完了報告書（様式第6号）が提出されない場合は、翌年の原材料支給を行わない。
- (6) 活動報告書（様式第3号）が提出されなかった場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (7) 報告された活動回数が年間4回に満たなかった場合は、活動報告書が提出されなかったものとみなす。

(別紙1) 不法投棄パトロール隊ボランティア保険について

【傷害補償のあらまし】

1 傷害保険

1) 死亡・後遺傷害保険金 100万円

(事故日を含めて180日以内)

2) 入院保険金 (1日につき) 1,000円

3) 通院保険金 (1日につき) 500円 限度日数 90日

※入院・通院は事故日を含めて180日以内、通院は90日を限度に保険金が支払われます。

※熱中症・急性心不全などの病気については担保されません。

2 お役に立つ場合

・不法投棄パトロール隊員の方が作業中にお怪我をされた場合に保険金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意によるケガ

2) 地震・噴火又は津波によるケガ

3) 脳疾患、疾病、身心喪失等

【賠償補償のあらまし】

1 補償限度額

対人・対物共通 1事故に対し 最高 5,000万円

(※免責 1,000円)

2 お役に立つ場合

・運営上の不備によって生じた偶然の事故により、第三者がケガをしたり第三者の持ち物が壊れ、隊員の皆様が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意による事故

2) 自動車による賠償責任

3) 提供、販売した飲食物や商品による賠償責任

4) 他人から賃借したり預かっていたりしている財物の損害

5) 暴動・天災による損害

(別表) 物品支給一覧表

(全体の限度額 50,000円)

- 1) 支給物品は、パトロール活動に必要又は使用する資材とします。
- 2) 支給物品は、大きく分けて消耗品(A・Bグループ)と原材料とし、内容は下表のとおりとします。
- 3) 下表の物品以外は支給できません。

1回あたりの申請に対する限度数です。

消耗品 (消耗品受給報告書の提出が必要)

消耗品 A	品目	規格等	(円)	限度数	
	ベスト	Lサイズ(昨年より1サイズ小さい)	1,500	30	
	ジャンパー	XLサイズ	2,000	20	
	帽子	キャップ	フリーサイズ	500	100
	ゴミ袋	燃・金・埋(3種)限度数は各々	単位:パック(20枚入り)	180	各 10
		刈草用(大)	50枚セット	3,000	1
	手袋	軍手		30	200
		ゴム手袋(Lサイズ 又は Sサイズ)		400	30
	金ばさみ	ゴミ拾い用		350	50
	ほうき	竹ほうき		550	10
庭ほうき			950	10	
看板	ゴミ捨て禁止看板	※支柱付き	1,500	5	
	マグネット看板(車両用)	「不法投棄パトロール中」	600	5	
	マグネット看板(車両用)	「ポイSTOPくん」	1,000	10	

(限度額:消耗品Bの総額で30,000円)

消耗品 B	品目	規格等	(円)	限度数	
	一輪車	深型		7,500	1
		交換用タイヤ	(パンクレス)	1,500	2
	ちり取り 箕「み」	スタンド型		900	10
		大		1,700	5
	スコップ	剣先 又は 角先		1,500	5
		園芸用		500	10
	鍬	草かき鍬(半月形)		1,700	5
		草かき鍬(三角)		2,300	5
	かま	草刈鎌		500	15
		中厚鎌		2,300	3
		柄長鎌		3,900	3
	熊手	鉄線型レイキ		1,900	3
		鉄棒型レイキ		2,000	3
		竹くまで		800	5
	フォーク	スチールフォーク(4本爪)		2,700	3
	じょうろ	プラスチック製		1,000	5
	刃物類	のこぎり(歯長240mm)		2,200	5
		のこぎりの刃(替刃)		1,300	5
		草刈機刃(径230 又は 255)	(2枚組)	1,100	15
草刈機ナイロン紐刃			1,600	10	
ナイロン紐刃付替え用			800	5	
その他	草刈機刃 竹・笹・雑木用刃(径230)		1,650	5	
	草刈り用前掛け		1,700	5	
	草刈り用防護面		1,800	5	

原材料 (原材料受給完了報告書の提出が必要です。) (限度額:原材料A、Bの総額で30,000円)

原材料 A	品目	規格等	(円)	限度数	
	花苗	パンジー サルビアなど	品種・色、要確認	80	300
	花苗	葉ぼたん	品種・色、要確認	120	100
	土	培養土 14ℓ		250	20
	土	有機たい肥「ecoグリーン」 8kg		150	5
	肥料	IB化成(単位:kg)		280	10
	肥料	消石灰 10kg		1,000	2
プランター	プラスチック製		300	10	
原材料 B	品目	規格等	(円)	限度数	
	ロープ	トラロープ 1巻(100m)		1,200	2
		トラロープ 1巻(50m)		900	1
くい	プラスチックくい		1,000	10	

『花苗の注文書』

令和 年 月 日

★お手元にトレイ及びゴムポットがありましたら
配達時に回収させていただきますのでお知らせください

施設名

担当者名

電話番号

FAX 番号

下記の通り、注文します。 支払方法 ①市伝票 ②現金 ③振込 左記支払方法に○をおつけください。

品種	花色	単価(円)	注文数	金額(円)	配達ご希望日
サルビア	レッド	80			月 日 午前 午後
	ブルー	80			
マリーゴールド	イエロー	80			
	オレンジ	80			
ペチュニア	ホワイト	80			
	ブルー	80			
	チェリーローズ	80			
	ラベンダーピンク	80			
日々草	ピンク	80			
	ホワイト	80			
	レッド	80			
ベゴニア	スカーレット(緑葉)	80			
	ホワイト(緑葉)	80			
	ローズフラッシュ(緑葉)	80			
	セネタピンク(銅葉)	80			
ジニア	ホットチェリー	80			
	ホワイト	80			
	イエロー	80			
その他	IB化成(10kg)	2,800			
合 計					

- ① 花は、1株(1ポット)を注文単位とします。
- ② 数、色については、在庫の都合によって変更をお願いする場合があります。
- ③ 消費税は、内税です。

ご注文・問い合わせ先

公益社団法人 豊田市シルバー人材センター「山室花はうす」

〒471-0818 豊田市室町6-151

電話：(0565) 58-3055 FAX: (0565) 58-3132

【別表 1】 物品支給申請時期・支給日について

※月～金曜日のみ（年末年始を除く。）

- ・ 申請は各月の申請期限までに必ず提出してください。申請期限が土、日曜日の場合、その前の金曜日が申請期限となります。期日を過ぎた後の申請は翌月の支給になります。
- ・ 支給は下表の支給開始日以降に受取ができます。支給開始日が土、日曜日又は祝日の場合はその翌日からの支給となります。なお、旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡地区での受領は、運搬都合上の日程調整をさせていただき、支所に運搬いたします。申請前に必ず確認して受給してください。

消耗品 A・Bグループ 原材料 Bグループ 申請及び支給日

	支給申請期限	支給開始日	備 考
4月	1日～5日まで	4月28日～	消耗品Aのみ対象となります(被覆類在庫のみ)。
5月	5月7日まで	5月27日～	受領は、支給希望日から1か月以内に受領をお願いいたします。 ※支所（上郷支所を除く。）での受領を希望される場合の移送は、清掃業務課で行います。支所での受領は、支給開始日から2日ほど遅れることがあります。
6月	6月4日まで	6月28日～	
7月	7月7日まで	7月28日～	
8月	8月6日まで	8月26日～	
9月	9月7日まで	9月27日～	
10月	10月8日まで	10月28日～	
11月	11月5日まで	11月29日～	
12月	12月7日まで	12月27日～	
1月	1月7日まで	1月27日～	
2月	2月4日まで	2月24日～	
3月	3月4日まで	3月24日～	消耗品Bの支給は行いません。

原材料 Aグループ（花苗含む） 申請及び支給日

	支給申請期限	支給開始日	備 考
5月	5月15日まで	5月25日～	花苗は、5月下旬から7月上旬までと、10月下旬から12月中旬まで以外は、植栽及び育苗に適さないため支給いたしません。 ※花苗の支給日は、支給希望日とし、一部納入業者と調整を行うことがあります。
6月	6月15日まで	6月25日～	
7月	6月25日まで	7月10日まで	
10月	10月15日まで	10月25日～	
11月	11月15日まで	11月25日～	
12月	12月 5日まで	12月15日まで	

※ 消耗品A・B、原材料A・Bについては、別表「物品支給一覧表」を参照ください。

活動報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、パトロール活動をしましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

No.	活動月日	活動場所	活動内容	参加人数
1	4月29日	白浜公園周辺	ポイ捨てゴミ回収	75人
2	6月5日	トヨタ町、千足町周辺	不法投棄パトロール、地域の清掃および美化活動	25人
3	7月31日	豊田市駅周辺	おいでんまつりクリーンキャンペーン協力	25人
4	10月10日	トヨタ町周辺	道路沿線に花苗植栽	80人
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
計	活動回数	4回	活動延べ人数	205人

令和〇年5月1日

物品支給申請書兼受領書
豊田市長様

申請者(代表者)

団体名 豊田自治区不法投棄パトロール隊

氏名 豊田 太郎

認定番号 00530

連絡先電話番号 71-3003

豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱第5条に基づき、下記のとおり物品支給を申請します。

支給希望日	令和〇年5月28日	午前	午後 10時30分頃
支給場所	① 清掃業務課	2	その他 ()

記

1 消耗品 (Aグループ)

品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
ベスト	XL	10	1,500	15,000		
帽子	キャップ	10	500	5,000		
ごみ袋	燃5・金3	8	180	1,440		
手袋	軍手	20	30	600		
ほうき	竹ほうき	10	550	5,500		
合計金額 (イ)				27,540		

2 消耗品 (Bグループ)

品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
熊手	竹くまで	2	800	1,600		
刃物類	草刈機刃 (255)	5	1,100	5,500		
				1		
合計金額 (ロ)				7,100		

3 原材料 (A・Bグループ)

グループ	品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
A	花苗	リゴール 50、サビア 30	80	80	6,400		
A	土	培養土	10	280	2,800		
B	ロープ	トラロープ (50m)	1	900	900		
B	くい	プラスチックくい	5	1,000	5,000		
合計金額 (ハ)					15,100		

総合計額 49,740 (イ+ロ+ハ)

上記の物品を領収しました。

受領年月日 令和〇年5月28日

受領者

氏名

受領者名

令和〇年6月12日

消耗品受給報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 代表 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、支給された消耗品で事業を遂行しましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

1 実施場所 豊田スタジアム周辺

2 活動年月日 令和〇年6月4日

3 受給消耗品 ベスト、帽子、ごみ袋、手袋、竹ぼうき、熊手、草刈機刃、
一輪車等

4 受給日 令和〇年5月28日

5 その他

受給報告写真添付

受領した消耗品を使用して、活動をしている状況写真を添付してください。

※ 消耗品を並べた写真、集合写真は不要です。

令和〇年6月12日

原材料受給完了報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 代表 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、支給された原材料で事業が完了しましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

1 実施場所 豊田スタジアム周辺

2 完了年月日 令和〇年6月4日

3 受給原材料 マリーゴールド、サルビア、培養土、トラロープ、くい

4 受給日 令和〇年5月28日

5 その他

完了写真添付

花壇を整備し、花苗の植栽完了後の写真を添付してください。

不法投棄対策について

1 不法投棄物の処理について

(1) 自治区、不法投棄パトロール隊に登録している地域ボランティア活動による収集物

〈対応〉代表者の方の連絡により清掃業務課又は支所(旧町村地区)が回収します。

〈お願い〉区民会館など公共の場所に分別収集して、収集量等の連絡をお願いします。

(2) 道路、河川、公園等公共施設から直接の回収が必要な不法投棄物

〈対応〉連絡により施設管理者が回収します。

〈お願い〉所管部署に投棄場所・投棄物等の連絡をお願いします。

(3) 民有地(個人等所有の土地)への不法投棄物

〈対応〉土地所有者が自主的に回収して清掃事業所又は支所(旧町村地区)へ自己搬入する。

〈お願い〉状況によっては、自治区長立会いのもと土地所有者等と共働により不法投棄物の回収に協力できますので、連絡をお願いします。

[連絡先] 豊田市 環境部 清掃業務課 電話 71-3003

各支所市民生活担当(旧町村地区)

旭 68-2213 足助 62-0600 稲武 82-2511

小原 65-2001 下山 90-4411 藤岡 76-2103

[道路上] 国道 名古屋国道事務所・豊田維持出張所 32-6110

県道 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9326 (県足助支所) 62-0047

市道 市道路維持課 34-6645 (市地域建設課 62-0604)

林道 市森林課 62-0607

[公園] 公園緑地つかう課 34-6621

[河川] 市河川課 34-6672 国交省 豊橋河川事務所 0564-22-1564

県河川 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9319

(県足助支所) 62-0047

[事業系ごみ(産業廃棄物等)の不法投棄] 市廃棄物対策課 34-6710

※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態です交通安全防犯課 34-6633

※ナンバー付き原動機付自転車は、市市民税課 34-6617

※LPガスボンベは触らずに警察(35-0110)とLPガス協会豊田支部 80-1062

2 不法投棄防止対策について

(1) 市民等との共働活動

① 不法投棄パトロール隊【登録制度】(清掃業務課 71-3003)

対象: 2年以上継続して年間4回以上の活動を行う有志による団体(5名以上)

主な活動: 定期的なパトロール及びポイ捨てごみの回収、まち美化活動

支援内容: 活動資材(消耗品、原材料)の支給[予算範囲内]、収集したごみの回収など

② 不法投棄等の通報に関する覚書の締結に基づく措置内容連絡会議(廃棄物対策課 34-6710)

郵便局、タクシー協会、中部電力、森林組合、猟友会と監視活動を実施

(2) 行政主体の対策

①不法投棄パトロール員の設置 (清掃業務課 71-3003)

体制：6班15名体制 (パトロール車 渡刈2台、藤岡2台、足助2台)

活動：不法投棄多発箇所のパトロール、不法投棄ごみの回収

②不法投棄監視カメラシステムの設置 17機 (本物カメラ3、ダミー14)

③不法投棄対策連絡会 行政関係部署 (警察、国、県と市各課) と連携

④ポイSTOP計画の実施 不法投棄を未然に防ぐ市民意識の醸成を図るため、子どもたちへの環境教育や街頭啓発活動をポイSTOPくんとともにを行う。

《参考データ》

■ 不法投棄物処理実績 (正職員、パトロール員)

年度	処 理		主な回収品目 (個数)						
	件数	処理量	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車
01年度	1,625	70.3t	111	6	26	24	248	41	16
02年度	1,507	76.6t	158	8	59	43	442	21	27

■ 市民等の自己搬入実績

年度	件数	家電5品目	タイヤ	バッテリー	自転車	粗大ごみ	分別ごみ(袋)
01年度	182	112	60	3	9	498	790
02年度	168	72	43	11	7	302	870

(自己搬入とは)

管理する土地に不法投棄をされた者が、直接、渡刈清掃事業所に分別して持ち込む方法

■ 不法投棄パトロール隊 (登録数) (R3.4.1 集計時点)

年度	団体登録数	人数	活動回数	活動延べ人数
01年度	194 団体	6,109 人	3,300 回	37,717 人
02年度	201 団体	6,624 人	2,959 回	23,562 人

■ ポイSTOP計画実施の実績 (R01)

※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実績なし

活動内容	実施内容	実施対象人数
吸い殻ポイ捨て防止街頭啓発活動	チラシ配布・呼びかけ	500 人
産業フェスタ出展ブース	アンケート・グッズ配布	1,139 人
豊田マラソン会場啓発活動	携帯ごみ袋配布・呼びかけ	400 人
エコット・交流館など地域への啓発	マスコット貸し出し 4 回	6,809 人

※ 不法投棄問題は、これを行えば必ず無くなるといった絶対的な対策はありません。不法投棄未然防止への市民意識の醸成にも時間がかかります。今後も皆さまと市民が共働して、根気よく活動を継続することが肝要と考えています。今後とも皆さま方の御理解、御協力をお願い致します。



問合せ先 清掃業務課 71-3003

監視カメラについて（貸し出し）

◆市保有台数

本物・・・3台 ダミー・・・14台

◆利用方法

- ・ 豊田市清掃業務課に設置要望（電話連絡可）
- ・ 豊田市清掃業務課は事前に現地及び設置予定地の周辺を確認
- ・ 豊田市清掃業務課は現地確認後に設置可能と判断した場合、設置希望者（自治区等）と具体的な設置日時を調整
- ・ 設置当日、設置希望者（自治区等）の立ち合いのもと、設置及び機器調整
- ・ 監視等開始
- ・ 設置期間は原則2か月間

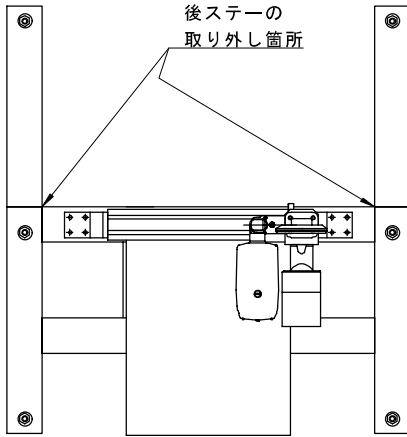
●注 意●

映像について

本物カメラによる映像は基本的には清掃業務課職員のみ閲覧できる。ただし、映像の内容に不法投棄を行った犯人につながるような情報（車のナンバーなど）が有り、警察に届け出ることができると判断される場合に限り、自治区への該当データの受け渡しができる。この際警察への届け出は自治区が行う。

不法投棄物は警察が確認するためその場に残した状態にしておくこと。

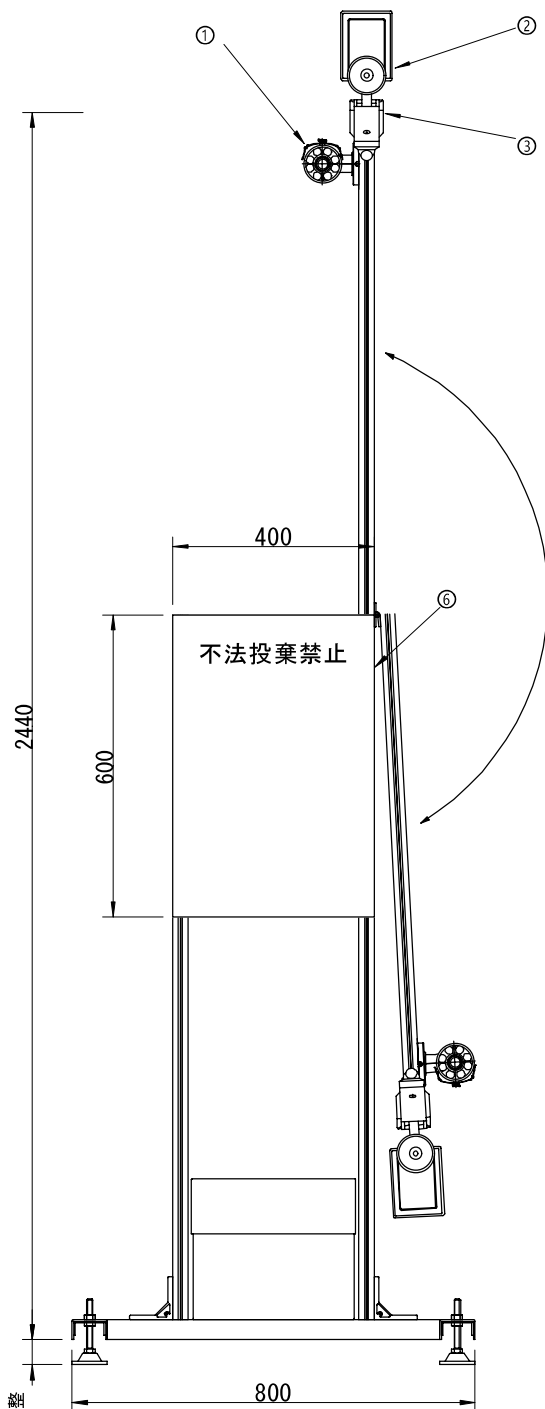
外観図（バッテリー交換タイプ）



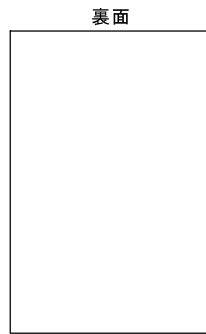
番号	名称
1	外付けカメラ
2	ライト用ソーラー
3	人感センサライト
4	制御ボックス
5	バッテリーボックス
6	注意喚起パネル
7	裏面パネル開閉キー穴

保護等級：IP33相当

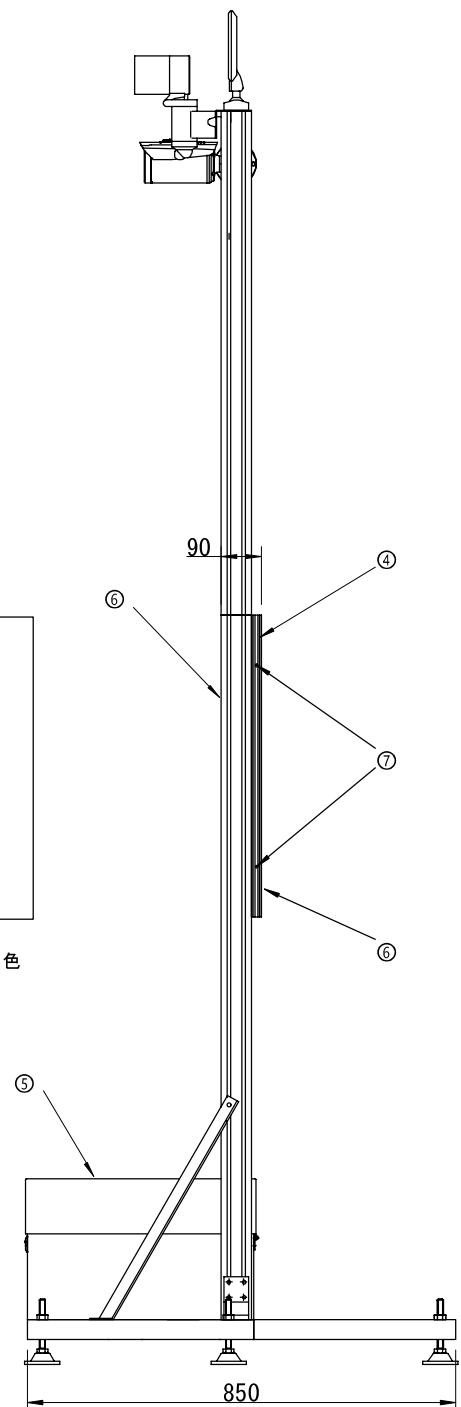
質量： 53Kg 正規
85Kg



折りたたみ式



パネル下地色：黄色
文字色：黒色



高さは10~120mmで調整可能

豊田市不法投棄等防止監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が設置し、又は管理する不法投棄等の防止のための監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄等 廃棄物の不法投棄、野焼き、不適正処理等をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄等の防止を目的とするカメラで、特定の場所に設置され、かつ、画像録画装置を備えるものをいう。
- (3) 画像 監視カメラにより撮影された画像をいう。

(職員等の責務)

第3条 市長は、市民等がその容ぼう及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、監視カメラ等の設置及び運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 職員又は職員であった者は、監視カメラの画像から知り得た市民等の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(管理責任者の設置等)

第4条 市長は、監視カメラによる個人情報画像の適正な取得及び管理を図るため、各監視カメラを管理する所属ごとに監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び監視カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該監視カメラを管理する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、監視カメラ個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他画像の管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 取扱責任者は、管理責任者に命ぜられた者をもって充てる。
- 5 取扱責任者は、管理責任者の指示を受けて監視カメラの設置及び画像の管理を行うものとする。

(監視カメラの設置場所等)

第5条 監視カメラは、不法投棄等が多発している場所を中心に監視カメラの特性、設置条件、周囲の状況を勘案し、次に掲げる事項を考慮して選定した場所に設置する。

- (1) 不法投棄等の状況の把握及び不法投棄等をしている者（以下「不法投棄者等」という。）の特定について、その成果が期待できること。
- (2) 監視カメラを設置することで、不法投棄者等への啓発、警告等の効果が期待できること。
- (3) 不法投棄等の規模が比較的に大きく、周辺的环境への影響が大きいこと。
- (4) 原則として市有地に設置することができること。ただし、監視カメラの技術的制約その他特段の事情がある場合には、土地管理者の承諾を得た上で、市有地以外に設置

することができる。

(設置等の記録)

第6条 取扱責任者は、監視カメラを設置したときは、設置記録簿(様式第1号)を作成し、管理責任者の確認を受けるものとする。

2 取扱責任者は、監視カメラの運用状況について、監視カメラ管理簿(様式第2号)に記録するものとする。

(監視カメラの設置の表示)

第7条 監視カメラを設置する場合は、次に掲げる事項を各監視カメラの撮影対象区域周辺の見やすい場所に、容易に視認できる方法により表示するものとする。

(1)「監視カメラ作動中」、「監視カメラ設置中」等の監視カメラを設置している旨

(2)監視カメラを設置している担当課等の名称等

2 前項の規定にかかわらず、撮影対象区域の物理的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

(画像の取扱)

第8条 画像を取り扱うときは、当該画像の内容が外部に漏れることのないように、細心の注意を払うものとする。

2 画像の全部又は一部を複製する場合は、管理責任者の許可を得るものとする。

3 前2項の規定によるほか、画像の取扱については、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)及び豊田市個人情報保護条例(平成15年条例第33号)に定めるところによるものとする。

(画像の保管)

第9条 取扱責任者は、画像を記録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)を他の文書と区別し、施錠のできる金庫、ロッカー等に厳重に保管するものとする。ただし、記録媒体の利用の態様等から金庫、ロッカー等に保管しておくことが適当でないものにあつては、他の方法により保管することができる。

(画像の消去等)

第10条 取扱責任者は、記録媒体から画像を消去する場合は、当該画像が漏えいしないよう、当該記録媒体に新たな記録を上書きする等の方法により確実に速やかに行わなければならない。

2 取扱責任者は、記録媒体を廃棄する場合は、画像が漏えいしないよう、破碎等の方法により確実に速やかに行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理責任者が別に定める。